

令和6年（ネ）第194号 未払賃金等請求控訴事件（キシステム控訴事件）
仙台高等裁判所第2民事部 御中

要 請 書

本年4月26日、盛岡地裁は、契約社員高橋さんが労働契約法20条及びパートタイム有期雇用労働法8～9条にもとづいて起こした同一労働同一賃金の請求を一切認めず棄却しました。

高橋さんと比較対象の事務職の正社員たちには賞与が平均して年間120万円以上支払われています。しかし高橋さんに全く支払われていません。ところが盛岡地裁は「不合理とはいえない」と判定しました。キシステムは、賞与の性質の一つに貢献報酬を挙げました。賞与ゼロということは高橋さんの毎日の労働に貢献性がなく無益なものなのですか？ ゼロを認めた盛岡地裁判決は、契約社員の労働価値を認めないに等しいと言えます。そして正規労働者と非正規労働者の均等待遇、均衡待遇の原則を踏みにじる暴挙です。

パート有期法は次のように述べています。

「(目的) 第1条 この法律は、・・・通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を 図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて 経済及び社会の発展に寄与することを目的とする」

水沢営業所の契約社員高橋さんが東北支店の他の営業所の事務担当正社員と同じ労働であれば同じ賃金を、違う場合でも違いに応じた賃金を支給されるのが当たり前ではないでしょうか？ 盛岡地裁は、賞与の性質・目的を「正社員の定着」唯一に捏造し又契約社員と正社員の労働の違いを誇張して棄却に導きましたが、なぜ賞与がゼロでいいのか何ら説明していません。

控訴審におかれては、均等・均衡待遇の原則に基づいて判決を出し直すよう、要請します。

私の一言

氏名（又は団体・代表者名）

住 所

提出者 同一労働・同一賃金を求めて闘う契約社員高橋さんを支援する会

盛岡地裁のキステム裁判不当判決を許さず、 仙台高裁への要請書「私の一言」記載のお願い

全国の支援の皆様

8月27日の第1回控訴審の前にして、盛岡地裁の不当判決を許さず、仙台高裁が公正な判決を出すよう求める要請書を提出することとなりました。文中に支援の皆様各々の意見を書いてもらえるスペースを設けました。盛岡地裁判決あるいは仙台高裁に対して、支援の皆様一人ひとりの言いたいことがあるかと思えます。ぜひ思いを一言書き綴ってください。

この要請書を会報と一緒に送付しますので、申し訳ありませんが同封の返信用封筒に、切手を貼って事務局に返送ください。

又は、FAXで返送ください。

FAX宛先 022-222-7734 宮城合同労組内高橋さんを支援する会 夜間受信可

要請書の到着締め切りは8月16日としています。支援する会事務局が仙台高裁第2民事部に出向いて提出します。

訃報

キステム東京本社抗議闘争の際には高橋さんをわざわざ上野駅まで出迎えに来られ、身近な仲間として接しておられた、全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長の平賀雄次郎氏が急な病に襲われ、7月11日午前1時半ころ逝去なされました。

4月26日のキステム裁判判決に際しても盛岡現地に傍聴支援に来られ、不当判決に対する抗議の記者会見を原告高橋さんと共に行っていただきました。私たち高橋さんを支援する会事務局は、非正規労働者への差別を許さない闘いを最後までやり抜くことをお誓い申し上げ、未だ私たちのそばで同一労働同一賃金裁判闘争を見守っておられる平賀委員長への追悼といたします。

(支援する会事務局長 星野憲太郎記)

2024年7月15日

同一労働・同一賃金を求めて闘う、契約社員高橋さんを支援する会

仙台市青葉区一番町1-6-19 壱番館ビル406号 全国一般全国協議会宮城合同労組内